【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金銭に類するもの）

**第一条の三**　法第二条第二項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　有価証券

二　為替手形

三　約束手形（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）

四　法第二条第二項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭（前三号に掲げるものを含む。）の全部を充てて取得した物品（当該権利を有する者の保護を確保することが必要と認められるものとして内閣府令で定めるものに限る。）

五　前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金銭に類するもの）

**第一条の三**　法第二条第二項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　有価証券

二　為替手形

三　約束手形（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）

四　法第二条第二項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭（前三号に掲げるものを含む。）の全部を充てて取得した物品（当該権利を有する者の保護を確保することが必要と認められるものとして内閣府令で定めるものに限る。）

五　前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（改正前）

（新設）